

平成29年10月1日から育児休業が 2歳までに延長されたことに関する

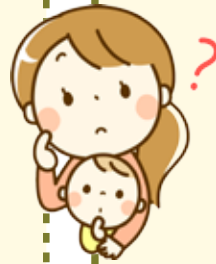
Q&A

今回の通信では今年の10月1日施行されました改正育児・介護休業法の中から2歳まで育児休業が取れるようになったことに関するQ&Aをピックアップ致しました。

Q1

2歳までの育児休業の対象となる子の範囲は何年何月何日生まれからか

[A] 2歳までの育児休業の対象となるのは、1歳6ヶ月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降の子が対象となるので、**平成28年3月31日以降生まれの子が対象**となります。


Q2

10月1日の施行より前に会社独自の規定で2歳まで育児休業を取得させていた場合、育児休業給付金の対象となるか

[A] 育児休業給付金の対象となるのは、育児・介護休業法上の育児休業のみの為、10月1日の施行前に開始された2歳までの育児休業については、**対象となりません**。

Q3

育児休業終了日の繰り下げ変更は【1歳まで・1歳6ヶ月まで・2歳まで】の育児休業期間それぞれにつき、1回は可能としなくてはならないのか

[A] 【1歳まで・1歳6ヶ月まで・2歳まで】の育児休業期間それぞれにつき、**1回は可能とすることが法律上事業主の義務**となっています。
 (育児休業の撤回後の再度の申し出についても特別な事情がある場合には上記と同様になります)
 ※特別な事情とは…配偶者の死亡などの施行規則第19条に定められているもの


Q4

「労働者の事情やキャリアを考慮して、早期の職場復帰を促すことは制度等の利用が阻害されるものに該当しないこと。【育介指針第2の14(1)ニ(ロ)②】とされていますが、早期の職場復帰を促す時点等について、ハラスメントに該当するか否かの基準となるものはあるか。



[A] 早期の職場復帰を促す時点等については、法令上規定していませんが、ここで気を付けて頂きたいのは、早期の職場復帰を促す場合であっても、**職場復帰の時期は労働者の選択に任されている**ということです。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。